



福島労発基 0513 第4号
令和7年5月13日

関係団体の長 }
発注機関の長 } 殿

福島労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防対策の徹底及び
改正労働安全衛生規則の周知について

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、例年、関係機関に対し「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」への御協力をお願いしているところです。

令和6年の全国の熱中症による労働災害発生状況については、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）が1,195人、うち死亡者数が30人（死傷者数、死亡者数ともに令和7年1月7日時点速報値）となっており、令和5年と比較すると、死傷者数は約8%増加し、死亡者数は約3%減少しています。（別添1）

また、令和6年の福島県内の熱中症による労働災害発生状況については、死亡者は令和5年と同様に発生しませんでした。死傷者数が19人で、依然として20人近くとなっています。（別添2）

今般、厚生労働省では、熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受けて、労働安全衛生規則を改正（令和7年6月1日施行）し、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置を新たに事業者に義務付けることとしました。

つきましては、関係事業場に対し「令和7年『STOP!熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」（別添3）について、特に下記の熱中症予防対策を確実に実施するよう周知していただくとともに、熱中症予防対策リーフレット（別添4）により、改正労働安全衛生規則の内容を周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 作業場所の暑さ指数（WBGT）を把握し、その暑さ指数（WBGT）に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。

（要綱10（2）ア、イ参照）

- 2 改正労働安全衛生規則に基づいて、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと。
(要綱 10 (1) ク、(2) キ参照)
- 3 糖尿病、高血圧症などの熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(要綱 10 (2) オ参照)

【参考】

○職場における熱中症予防情報 (厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)



○熱中症予防対策リーフレット (福島労働局ホームページ)

(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

